

平成 30 年度 全国高等学校ゴルフ選手権九州大会

開催日：平成 30 年 7 月 18 日（水）19 日（木）

開催コース：佐賀ロイヤルゴルフクラブ

九州高等学校ゴルフ連盟

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I（B）1b』を適用する。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I（B）1a』を適用する。

5. 溝とパンチマークの規則

『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件』（裁定集 4-1/1 を適用する。

（付属規則 II-5c 注 2 ゴルフ規則 201 ページ参照、2016 - 2017 ゴルフ規則裁定集 4-1/1 参照）

6. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

7. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I（B）5b』を適用する 『ゴルフ規則付 I（C）5b』を適用する

9. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6-8 b, c, d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間に行ったときは、各競技者は委員会よりプレーの再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。**この条件の違反の罰は競技失格**（ゴルフ競技 6-8 b 注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：連続する 3 回のサイレンを繰り返し通報する。（又はサイレンを使用せず本部より競技委員を通じて競技者に連絡する）

険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

10. 移動

正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 I（B）8 移動』を適用する。

ローカル・ルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地は青杭または白線をもって、その限界を標示する。

3. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラルウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界とする。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

4. 排水溝は動かさない障害物とする。

5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。

6. 樹木保護のための巻物施設（巻網など）は、コースと不可分の部分とする。

7. 動かさない障害物によって囲まれた造園区域（花壇・低木の植え込みなど）は、その障害物の一部とみなす。

注意事項

1. パッティンググリーン保護のため、メタルスパイクシューズ及びタウン用シューズの使用を禁止する。

2. 練習は指定練習場で行い、打放練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は一人 30 球を限度とする。

3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないように注意すること。なお、プレーの進行を不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。

4. 9 ホール終了後、プレーを遅らせなければ、クラブハウスに立ち入ることができる。

5. スタートの呼び出しは一切行わないので、スタート時間 15 分前までにはスターティングホールに待機すること。

6. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。